

久喜宮代衛生組合議会
平成29年3月第2回定例會議案

議 案 目 錄

議案第 5 号	平成 28 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 3 号） について	1
議案第 6 号	平成 28 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 4 号） について	2
議案第 7 号	平成 29 年度久喜宮代衛生組合一般会計予算について	3
議案第 8 号	久喜宮代衛生組合職員の分限の手続及び効果に関する条例 の一部を改正する条例	4
議案第 9 号	久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する 条例の一部を改正する条例	5
議案第 10 号	久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例	6
議案第 11 号	久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例	7
議案第 12 号	久喜宮代衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例の全部 を改正する条例	12
議案第 13 号	久喜宮代衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の廃止 について	14
議案第 14 号	久喜宮代衛生組合公平委員会委員の選任について	15
議案第 15 号	久喜宮代衛生組合公平委員会委員の選任について	16
議案第 16 号	久喜宮代衛生組合公平委員会委員の選任について	17

議案第5号

平成28年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第3号）について

平成28年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成29年3月14日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田中暉二

議案第6号

平成28年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第4号）について

平成28年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成29年3月14日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田中暉二

議案第7号

平成29年度久喜宮代衛生組合一般会計予算について

平成29年度久喜宮代衛生組合一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成29年3月14日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 喰 二

議案第8号

久喜宮代衛生組合職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成14年衛生組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める

久喜宮代衛生組合職員の分限に関する条例

第1条中「第28条第3項」の次に「及び第4項」を、「効果」の次に「並びに失職の特例」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（失職の特例）

第5条 任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日にその職を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年3月14日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暁二

提案理由

地方公務員法第28条第4項の規定に基づく職員の失職の特例に関する規定の追加等を行うため、この案を提出するものであります。

議案第9号

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（平成14年衛生組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項に次の1号を加える。

(22) 夏季において心身の健康の保持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の6月から9月までの期間内において7日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数）の範囲内の期間

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月14日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田中暉二

提案理由

職員の夏季休暇を特別休暇として設けるため、この案を提出するものであります。

議案第10号

久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成4年衛生組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に、「同条第2項の規定による」を「同条第1号に規定する」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月14日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暉 二

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第11号

久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例（平成2年衛生組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
第9条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下「行7級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第10条第1項中「いざれかに該当する」を「いざれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号に該当する」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいざれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けて

いる職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの中の一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行7級職員が行7級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行7級職員以外のものが行7級職員となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものの中特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この条例による改正後の久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職職員の給与条例」という。）第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の一般職職員の給与条例第9号第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下「行7級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいる場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）と、同項第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた

場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に掲げる場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に掲げる場合を除く。)

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の一般職職員の給与条例第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の一般職職員の給与条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級である

もの（以下「行7級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、「同項第3号中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

（衛生組合規則への委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、衛生組合規則で定める。

平成29年3月14日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暉 二

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職職員の扶養手当に関する規定を改めたいので、この案を提出するものであります。

議案第12号

久喜宮代衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例

久喜宮代衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和48年衛生組合条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例（平成2年衛生組合条例第4号）第19条の規定に基づき、特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及び支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

2 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

（特殊勤務手当の種類）

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 特殊現場作業手当
- (2) 災害対策業務手当

（特殊現場作業手当）

第3条 特殊現場作業手当は、別表に定める箇所において保守点検若しくは緊急修繕作業に従事した職員に対して支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とする。

（災害対策業務手当）

第4条 災害対策業務手当は、職員が異常な自然現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、巡回監視若しくは災害状況調査又は応急作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき600円とする。

（特殊勤務手当実績簿）

第5条 任命権者は、別記様式に定める特殊勤務手当実績簿を作成し、所要事項を記入し、かつ、これを保存しなければならない。

（支給の方法）

第6条 特殊勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡した場合には、その日までの支給金額をその際支給することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正前の久喜宮代衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例第2条の規定は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

施設名称	保守点検及び緊急修繕箇所
ごみ処理施設	焼却炉内 ガス冷却室内 空気予熱器内 減温装置内 急冷塔内 減温用空気加熱器内 集じん装置内 触媒脱硝塔内 ごみ処理施設 クレーン 粗大ごみ処理施設破碎機内
し尿処理施設	受入・貯留各種槽内 膜分離高負荷脱窒素各種槽内 脱窒素処理各種槽内

別記様式（第5条関係）

月 特殊勤務手当実績簿

氏名	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	1 日	1 日	1 日	2 日	3 日	3 日							
承認印																						

平成29年3月14日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田中 暉二

提案理由

久喜宮代衛生組合職員の特殊勤務手当の全面見直し方針により、この案を提出するものであります。

議案第13号

久喜宮代衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の廃止について

久喜宮代衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、平成29年3月31日限り、廃止する。

平成29年3月14日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田中暉二

提案理由

久喜市及び宮代町において、平成29年度を初年度とする一般廃棄物（ごみ）処理基本計画が策定されたことから、久喜宮代衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を廃止いたしましたく、この案を提出するものであります。

議案第14号

久喜宮代衛生組合公平委員会委員の選任について

久喜宮代衛生組合公平委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

住 所 久喜市野久喜344番地1
氏 名 河 西 芳 江
生年月日 昭和19年12月7日

平成29年3月14日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暉 二

提案理由

久喜宮代衛生組合公平委員会委員河西芳江の任期が平成29年3月31日で満了となるので、後任を選任することについて議会の同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第15号

久喜宮代衛生組合公平委員会委員の選任について

久喜宮代衛生組合公平委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

住 所 久喜市上清久144番地
氏 名 戸賀崎 正道
生年月日 昭和19年5月31日

平成29年3月14日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暉 二

提案理由

久喜宮代衛生組合公平委員会委員戸賀崎正道の任期が平成29年3月31日で満了となるので、後任を選任することについて議会の同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 16 号

久喜宮代衛生組合公平委員会委員の選任について

久喜宮代衛生組合公平委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

住 所 宮代町和戸1丁目9番1号
氏 名 折原 正司
生年月日 昭和15年7月30日

平成29年3月14日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田中 暁二

提案理由

久喜宮代衛生組合公平委員会委員折原正司の任期が平成29年3月31日で満了となるので、後任を選任することについて議会の同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。